様式３

○○○○共同事業体協定書

（目的）

第１条 当共同事業体は、「春日部市（施設名）（以下「当該施設」という。）」の指定管理者業務を共同連帯して遂行することを目的として、共同事業体に係る協定を締結する。

（名称）

第２条 当共同事業体は、○○○○共同事業体（以下「共同事業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　共同事業体は、事務所を○○○○に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　共同事業体は、○年○月○日に成立し、指定管理者業務の協定期間の履行後３箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　共同事業体は、当該施設の指定管理者として指定されなかったときは、前項の規定にかかわらず、直ちに解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条　共同事業体の構成員は、次のとおりとする．

⑴　所在地 　　○○○○

団体の名称 ○○○○

代表者 　　○○○○

⑵　所在地 　　○○○○

団体の名称 ○○○○

代表者 　　○○○○

⑶　所在地 　　○○○○

団体の名称 ○○○○

代表者 　　○○○○

⑷　所在地 　　○○○○

団体の名称 ○○○○

代表者 　　○○○○

（代表団体）

第６条　共同事業体は、○○○○を代表団体とする。

（代表団体の権限）

第７条　共同事業体の代表団体は、指定管理者業務の遂行に関し、共同事業体を代表して次に掲げる権限を有するものとする。

⑴　指定管理者の指定の申請に関すること。

⑵　基本協定の締結に関すること。

⑶　指定管理料の請求及び受領に関すること。

⑷　指定管理業務に係る契約に関すること。

⑸　共同事業体に属する財産の管理に関すること。

（構成員の責任分担）

第８条　共同事業体の各構成員の業務分担及び出資の割合は、別表のとおりとする。

（運営委員会）

第９条　共同事業体は、全構成員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置する。

２　運営委員会は、指定管理業務の遂行に関する次に掲げる事項について協議し、決定するものとする。

⑴　共同事業体の組織及び運営に関する事項

⑵　指定管理業務の実施体制に関する事項

⑶　指定管理業務に関する業務計画及び事業報告等に関する事項

⑷　共同事業体に属する財産及び資金の管理に関する事項

⑸　その他指定管理業務の遂行に必要な事項

（構成員の責任）

第１０条 各構成員は、指定管理者業務の遂行に伴い共同事業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当事業体の取引金融機関は、○○○○とし、共同事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１２条　共同事業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに指定管理者業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、春日部市及び構成員全員の承認がなければ、共同事業体が当該施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、春日部市の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帯して指定管理者業務を履行する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１７条　共同事業体は、構成員のうちいずれかが、指定管理者業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び春日部市の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１８条　構成員のうちいずれかが指定管理者業務履行途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までを準用するものとする。

（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）

第１９条　当事業体が解散した後においても、指定管理者業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（疑義等の解決）

第２０条　この協定に定める事項について疑義が生じたとき又は基本協定に定めがない事項については、運営委員会において定めるものとする。 　代表団体○○○○他○団体は、上記のとおり○○○○共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各構成員が記名押印のうえ各自１通を所持するとともに１通を春日部市長に提出する。

　○年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　共同事業体の名称　　○○○○共同事業体

　　　　　　　　　　　　　　　代表団体（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（団体の名称）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者氏名）　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　構成団体（所在地)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（団体の名称）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者氏名）　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　構成団体（所在地)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（団体の名称）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者氏名）　　　　　　　　　印

別表（第８条関係）

○○○○共同事業体責任分担表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構成員名（団体名） | 業務分担 | 出資割合 |
| （代表者）○○株式会社 | １　○○の管理に関すること２　△△の管理に関すること | ○○．○％ |
| ○○株式会社 | １　○○の管理に関すること２　△△の管理に関すること | ○○．○％ |
| ○○株式会社 | １　○○の管理に関すること２　△△の管理に関すること | ○○．○％ |
| 株式会社○○ | １　○○の管理に関すること２　△△の管理に関すること | ○○．○％ |

　注１　業務分担については、具体的かつ詳細に記述すること。

　注２　金銭以外のものによる出資については、時価を参考のうえ構成員が協議して評価するものとする。

　注３　○○○○共同事業体責任分担表は、春日部市及び構成員全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。